

## 隋代郷里制に関する一考察

気賀沢 保規

【要約】 開皇九（五八九）年に陳の平定とともに実施された隋の郷里制は、「五百家の郷正」に重点が置かれ、それにもなつて郷も具体的な統治機関として機能していたことに注目されなければならない。つぎの唐朝では郷里制そのものは踏襲されたにもかかわらず、郷正の存在は姿を消し、郷もひとつの単位としての意味をもつに過ぎなくなつてゐることを考慮すれば、隋でみられた郷と郷正の問題は、隋朝が直面し解決を迫られていた当時の状況と密接な関係にあつたと想定できる。すなわちこの郷里制は、隋朝治下に現われる旧北齊地域の動向と深く関わつていたのであり、郷村再編成を通じて、山東貴族勢力を存立せしめる基盤を奪い取り、一方その地の民衆の動きを抑えこんで社会の隅々にまで支配を及ぼすことを意図してしたのである。郷正は、統治機構の一端に位置を占め、強力な権限を賦与されることによって、國家の意思を體現し郷村社会にそれを貫徹させる存在であつた。

史林 五八巻四号 一九七五年七月

### はじめに

南北朝時代から唐帝国へ至る流れの狭間に位置する隋朝は、前後四十年にも満たぬ短命な王朝ではあつたが、しかし唐朝支配体制の根幹をなす諸政策や、科挙のごとき後世にまで多大な影響を及ぼした制度を、この短期間のうちに集中的に実施させているのであり、そこに多元的世界を克服し一元的世界を達成しようとする、強烈な志向を看取することができる。隋末唐初の全土にわたる諸反乱を直接に経験した唐朝が、そのような混乱状態をひき起こすに至つた隋朝支配体制の問題点に細心の注意を払いつつ、隋の築き上げた成果を継承し完成へと導いていったのに対し、隋にあっては、後漢末以

来数世紀のあいだに社会諸相の隅々にまで浸透していた分権的傾向を抑えこみ、試行錯誤を繰返しながら、短期間に、しかも自力で中央集権体制の確立に進んでゆかねばならなかった。いい換えれば、唐のいわゆる律令体制が整合性完結性を兼ね備えたものとして理解されるのに比して、隋の場合には、その前提としての不完全性ととも、一種の生々しい緊張感を感じることができらるだろう。制度ならびに政策のもつ本来の意味は、それらが実施に移されたその当時の現実の状況と密接な関わりを有するのであり、そのような関わりを絶つことによつて成立する完成形態からは、決して導きだされないものである。それゆゑ、唐朝前期の体制を直接的に規定した要因が、隋朝支配体制の性格とその実態、さらにそれを破産せしめた隋末唐初の諸反乱との内に求められるとしても、あながち過言ではないように思われる。

開皇年間の前半は、統一国家としての体制の整備と強化を目指して、活発な動きが展開された時期にあたる。それは、中央における法体系の整備と官制の改革、地方における統治機構の改革として、同時並行して追求されたのであるが、このうち皇帝を軸とする一元的支配体制を創出し、新たな段階への飛躍を決定づけた契機は、後者の側により大きな比重を以て包含されているように思われる。開皇三(五八三)年に集中的に実施された地方機構の改革は、過去数百年にわたつて築かれ、皇帝権の貫徹を阻んできた地方政治について、その実情と変遷の動向を正確に見極めたうえで、州から県段階にまで及ぼされたのであった。

このように中央集権的体制の確立を目指して地方機構の改革が実施されたと考えられるならば、つぎにその下の郷村組織そのものが再検討を迫られるのは当然の成行きであろう。その結果、従来の北魏以来の三長制が、陳平定の直後すなわち開皇九(五八九)年二月に、五百戸の郷、百戸の里という郷里制に改められ、それぞれの単位には郷正・里長が責任者として置かれることになった<sup>①</sup>。それにつけても、五百戸の郷とその郷正という形式が採用されることになった意味を、どのように理解したらよいのであろうか。ふるくから百戸という単位は普通にみられる聚落形態であり、行政の末端組織として利用されてきたのであるが、それに対して五百戸という単位は、一時期晋制のうちに出現するだけでそれ以外にはみら

れなかった。それとて「県五百以上には皆郷を置き、三千以上には二郷を置き、五千以上には三郷を置き、万以上には四郷を置く」<sup>②</sup>と規定されているごとく、必ずしも厳密な戸数制限に基づくものではなかった。それ以降、三長制の施行された北朝ではもちろんのこと、南朝においても行政機構の末端に五百戸を一単位とする形式を生み出してはいないのである。<sup>③</sup>従って、五百戸の郷は隋朝で創出された新しい組織形態として認められるべきであろう。

隋の郷里制を継承した唐朝においては、安史の乱の直前までほぼ一郷五百戸の体制が維持されたのであるが、しかし隋にみられた郷正に相当する存在は、初期の限られた時期に郷長として姿をみせるだけで、そののちには同等の役割を期待されたものは現われていない。<sup>④</sup>この唐初の郷長にしても、制度上からいえば、武徳令にはみえず、ただ太宗の貞觀九年から十五年の短期間に規定されているだけであり、実際にはどれほど積極的な意義を備えていたか疑問である。

以上のようにみえてくると、郷村支配にあたって五百戸の郷と郷正という形式がもちこまれた背景には、当時の時代状況が何らかの形で関わっていたのではないだろうか、という問題に想到する。とりわけ、隋唐を通じて具体的現実的な郷村統治の組織として定着する郷里制のなかで、隋ではみられ、唐では消滅する郷正の存在は看過できないように思われる。

この点に関して、隋の場合には郷正を必要とする客観的情勢あるいは当事者の現状認識が存在したのであり、一方唐ではそれを必要としない情勢が出現するか、それとも無用化への政策の転換がなされたか、と理解することが可能だからである。さらに一歩進めて論ずるならば、隋朝権力と郷村との接点に置かれた郷正こそは、隋朝が当初よりかかえこみ、解決を迫られていた問題点の所在を体現し、郷正の設置はこの問題を克服するひとつの試みであったように思われるのである。

隋の郷正に論及したこれまでの研究では、それが権力の補完的存在として実際の職務にたずさわったことを認めながらも、いかなる形でまたどのような意味をもって体制と関わっていたのかという点において、十分追求されていなかったように思われる。本稿では、先に述べてきたごとく、隋の郷里制とりわけ五百戸の郷正が隋朝の統治方針のひとつの投影ではないか、との観点に立って、郷正とそれをめぐって生起する問題を手掛りに、隋朝体制の性格をさぐるつもりである。

① 隋書卷二 高祖本紀下 開皇九年二月の条、

丙申、制五百家為郷、正一人。百家為里、長一人。

② 晉書卷二四 職官志。

③ 岡崎文夫著『魏晉南北朝通史』（弘文堂書房、一九三三年）五八二頁、宮川尚志著『六朝史研究』政治・社会篇（日本學術振興會、一九

五六年）四六二―三頁、参照。

④ 中村治兵衛「唐代の郷―元和郡縣圖志よりみた―」（鈴木俊教授還

曆記念東洋史論叢」所収）参照。

⑤ 中村治兵衛「再び唐代の郷について―望郷と耆老―」（史淵九六輯）参照。

⑥ 旧唐書卷三 太宗本紀下の貞觀九年春三月の条に「壬午、大赦、每郷置長一人、佐二人」とあり、同十五年の条に「十一月壬戌、廢郷長」とある。

⑦ 郷正に言及した代表的論文として、志田不動「北朝時代の郷党制」（史潮五一―二）と松本善海「郷保組織を中心としたる唐代の村政」（史学雜誌五三―三）があげられる。

## 一 郷正設置をめぐる諸問題

開皇元（五八一）年二月、楊堅の皇帝即位とともに始められた律令編纂作業は、同年十月に新律が、翌二年七月に新令がそれぞれ頒布されるに至り、一応の完了をみたのである。しかし、実施後ただちに現実支配の立場から、その内容に修正を要求する動きが表面化した。その結果、翌三年、まず律が蘇威・牛弘らによって大幅に改定され、全十二卷五百条の開皇律として、唐律にほぼそのまま継承されていくことになったのである<sup>④</sup>。

一方、律の改定と時期をあい前後して、開皇二年の新令に対してもメスが入れ始められた。そのなかで中心問題として置かれたのは、地方官制の根本的な改革であった。すなわちそれは、郡の廃止と州県二級制の確立、地方長官による辟召制の廃止とすでに辟召されていた僚属を郷官として放置すること、品官該当の地方官を中央（吏部）より任命すること、地方官の任期を明確にすること、といった内容をもち、「中国地方制度上、画期的な変革」として位置づけられる意義を有することになった<sup>⑥</sup>。これらの諸改革は、郡の廃止による行政機構簡素化に端を發し、それにもなつて地方官に対する規定が必要とされたという、相互に深い関係を備えているのであつて、それゆえ、廢郡の実行された開皇三年十二月には、ほぼ同時に他の諸改革もなされていると想定できよう。それにつけて注意しておかなければならないのは、廢郡に始まる

地方体制の改革が楊尚希の提言を直接の契機とし、その具体化であったことである。彼はそこで、機構の肥大化と細分化にともなう冗費冗員を問題にし、機構の改革を通じてそれを解決すべきことを主張するとともに、旧来の機構は、清廉有為の人材がまったくみえず、また求めようがない状態へと転化していることに言及して、地方官の選抜にあたって「賢才」が容易に獲得される体制の確立を、強く望んでいたのである。従って、開皇三年における辟召制廃止以下の条項は、この楊尚希が主張した「清幹良才」「賢才」による地方統治を、現実的に保証するものとして理解できる。とすると、開皇三年の改革は、結果として必然的に科挙制の成立を促したのみならず、そこに盛りこまれるべき理念を先取りしていたことになるであろう。

楊尚希は北周系官人であり、蘇綽とともに西魏・北周の体制の基礎を定めた盧弁に若くして認められ、その指導のもとで頭角を現わしたことをふまえるならば、彼の説く「賢才」の思想が、蘇綽の起草になる「六条詔書」において新体制の統治理念に定置され、以後西魏・北周に貫かれた「賢才主義」の系譜につながることは明らかである。賢才主義は門閥主義と対立し、それにとって代ってきたのであるが、それは北斉においては漢人門閥勢力によって十分な発展をみていなかった。そのうえ北斉末期には、中央政界の腐敗や国家財政の困窮にもなっており、恩倖宦官とそれに連なる勢力が体制に入り、地方においても「州県の職司、多く富商大賈に出で、競いて貪縦を為し、人、生を聊しまざ」る状態を生み出していた。これら商人層をはじめとする新興勢力の進出は、もちろん当時の北斉経済界の情況と深く関わっていたが、しかし決して門閥主義そのものの克服を志向したのではなかった。このようにみても、開皇三年の地方改革の重点は、旧北斉支配地域に向けられていたのであり、そこに根ざす旧勢力をふるいにかけてきた上で、共通の理念に立脚する権力の確立をはかった、とみてとることができる。

この隋初の改革に主体的に関わった人物として、楊尚希とともに蘇威の名をあげることができる。彼の父、綽が、自ら手になる「征稅之法」の過重さに対して、「今の為るところのものは、正に張弓の如し、平世の法にはあらざるなり、

後の君子、誰かよく弛めんや」と語るのを聞き、息子である彼は父の遺志の達成を自己の任務と決意し、隋初において高  
頴によって推挙されると、積極的に政治改革にのり出していったのである。とくに開皇三年以降、高頴と互いに協力して  
「政刑大小、これを籌らざるは無し、故に革運数年にして、天下、治を称す」といわれる情勢を築きあげている。<sup>⑩</sup>

この頃の蘇威の行動は、具体的には開皇元年から二年にかけて制定された律令に再検討を求めるといふ形をとって現わ  
れていた。先に指摘したごとく開皇三年には律の改削に関与しており、また前後して「格令班たるの後、蘇威つねに事条  
を改易せんと欲す」とあるように、令の改定に熱意を示し、さらに楊尚希と同じく廢郡問題を提起している。<sup>⑪</sup> その結果  
「律令格式、多く威の定むるところ」といわれ、彼の意向にそった法体系の整備が進められたのである。そしてこのよう  
な蘇威の活動に、終始支援を惜しまず、力を發揮せしめたのが高頴であり、開皇年間の前半は、この二人に楊惠(雄)・虞  
慶則を加えた「四貴」によって運営された観がある。<sup>⑫</sup>

蘇威は廢郡による地方制度の改革を提起するとともに、もうひとつの重要な改革をうち出した。すなわちそれが「郷里  
制」の設置である。中央集権体制の確立にむけて動き出した隋朝にとって、その一元化を阻む要因が地方体制のなかにあ  
るとみてとり、その結果州から県に至る大幅な改革を断行したからには、つぎにその下に位置する郷村社会をどのよう  
に把握すべきか、という問題が組上にのせられるのは当然である。

蘇威の郷里制に関する提案は、そもそも「五百家の郷正を置き、即ち民間の辭訟を理めしめん」とあるように、「五百  
家の郷正」の設置に重点を置いて出されてきたものであった。彼の提案それ自体の詳細な内容は不明であるが、しかしそ  
れに対する李徳林の反論を通してある程度の概要がうかがい知れる。李徳林の反論は以下のごとく三点にわたっている。

1 さきに郷官が実際の職務にたずさわることを廢められた原因は、郷官がその土地の人間と個人的な関係を結び(里閭  
親戚)、とり行なう裁判関係の職務(剖断)が不公正になったことにある。ところが現在郷正を設け、五百戸を監督  
する全権を委ねることは、それ以前の状態よりも一層ひどい害悪をもたらすだろう。

2 そのうえ、現在吏部が人物の選任を一切とりしきるようになっていた。国内には数百の県があるにすぎないが、六七百万の戸数のなかから数百人の県令を詮考して選出することさえ、それに適合するものの獲得に苦慮している。それなのに一郷内から五百戸を監督しうる一人の人物を選ぼうとすることは、当然至難のわざであるだろう。

3 また時として、遠く離れた地にある県で五百戸に満たないような場合、さらに二県を合わせて下のランクである一郷の管轄下に組み入れさせるような不合理は許されない。<sup>②</sup>

右の三点にわたって展開された李徳林の反論内容は、第一は郷正に与えようとする「理辭訟」の権限の不当性、第二は五百戸を統括できる人材選出の困難さ、第三は五百戸未満の県の存在による郷の不合理性、とまとめなおすことができる。まず第一の反論を通して知られることは、郷正が郷官と対応するものとされていることである。浜口重国氏によれば、本来郷官とは、民政上に地方人の意思を反映せしめるため、「刺史（及び太守県令）が其の地方の在貫者を地方の事情や郷評などを斟酌した上選んだ」のであり、「中央より派遣される地方大吏と地方有力者との協力政治」を具体化する存在であった。<sup>②</sup>このように郷党社会を代表的に機能すべき郷官が、李徳林の指摘にみられるごとく、開皇三年の地方官制改革の直前頃までには、「親戚」あるいは「親識」（通典卷三郷党、通鑑卷二七七開皇九年二月の条）と称せられる個人的な関係を優先させ、私的に行動する傾向を一般化させていたのであろう。李徳林が北斉出身者であり博陵の李氏という漢人貴族に出自すること（後節参照）をふまえるならば、彼の指摘にみられる私的側面を前面に押し出し、ひとつの社会問題にまで発展させた郷官の姿は、旧北斉社会とりわけ北斉末期の状況のなかに露呈されていたと考えられる。このような点に立って李徳林は、郷村私物化の元凶である郷官の活動を停止させ、本来の公的な関係を回復させたからには、それ以上とりたてて郷村統治に手を加える必要はないという。それに対して蘇威は、地方機構と郷村とを結びつける役割を果たした郷官の代りに、国家の意思を体現し、強力な権限をもつ郷正を設けて、郷村の掌握を担当させるべきだ、と主張しているように思われる。郷正に対応する郷官の問題がとくに旧北斉社会に関係すると予想され、また西魏・北周では蘇綽の献策になる

「二長制」が採用されて、地方官の強い統制下で郷村統治が推進されていたことから、蘇威によって必要性が主張された郷正は、旧北齊地域がもつ現状に向けられていたのであろう。

つぎに第二の反論における文脈中から、郷正の任用にあたっては、中央の吏部が何らかの形で関与し意向を反映させるものとしてあったことをうかがわしめる。県令の選任と郷正の選任が、ほぼ同じウェイトをかけて語られているようにみえるのであり、これは蘇緯の「六条詔書」に記された、「ただ州郡の官、宜しく善人を須うべきのみならず、ここに党族閭里の正長の職に至るまで、皆當に審らかに択び、各おの一郷の選を得、以て相監視せしむべし」という、地方官と二長とを同一の位置に置いて重視する姿勢と共通するように思われる。このような郷正の地位は、第三の反論からも知られる。李徳林に指摘されるまでもなく、蘇威も、五百戸の郷と小県とが場合によっては重なりあうことを承知していたはずであり、むしろ郷が県に匹敵しうる単位として同様の比重をかけられていた、という見方も可能になる。そのうえ、第一の反論においては、郷正が旧来の地方機構の郷官と対応する関係に置かれていたのである。

以上の推論を通して、郷と郷正の設置は、開皇三年の地方制度改革につづく支配体制一元化の具体的作業として、州―郡―県という機構に代って、州―県―郷という一貫した新たな体系を出現させるとともに、高い地位と強い権限を備える郷正を媒介に、従来とは異なる郷村支配を實行しようとする意味をもつことが確認された。郷正をめぐる李徳林・蘇威の論争の時期は、郷官廢止の方向が確定した開皇三年以降であることは明白であるが、志田不動曆氏は、この論争が吏部に言及していることから、蘇威が吏部尚書に就任していた開皇七年から陳平定の直面の頃までだろうと推定している<sup>⑤</sup>。しかし、郷と郷正の設置が地方制度改革の一環として地方官制につづいて早急に果されねばならないとして提起されていること、また刑部に関する「辭訟」問題や郷村をどのように掌握するかという民政問題に、吏部に関することよりも重点が置かれていること、さらに隋書李徳林伝の記述形式が開皇五年頃までに為されたようになってきていることなどから推して、蘇威が刑部尚書から民部尚書となっていた開皇三年の末から五年頃にかけてのあいだに提起された、とみるのが至当である



と思われる。その結果「勅して内外群官をして、東宮に就きて會議せしむ」<sup>②</sup>とあるように、郷正に関する論争を継続して具体化のプランを練らせ、陳平定による統一の完了とともにただちにその実施に踏切らせたと解釈できるのである。

ところで、蘇威の「五百家の郷正」における五百という数字の意味を、どのようにとらえたらよいのであろうか。五百戸の郷が、北周系官人の蘇威によって、旧北斉地域の郷村統治を最も強く意識して提起され、またその郷の単位が県に比肩しうる重さをかけられていたことなどからみて、やはりこの数字の意味は北周における地方機構、とくに県組織と密接な関係があったと推測される。西魏・北周は州郡県を戸数によってランクづけを行なったが、盧弁の官品表によれば、県は長安・万年兩県を除いて、七千・四千・二千・五百の戸数で区分している。<sup>③</sup>ひとつの可能性としては、ここにおける五百の数字と郷の場合とが関係するのではないかと思われるのである。というのは、この官品表の実施が西魏の恭帝三（五五六）年であり、北周末より隋初の時期までには戸口の検括が進行して、五百戸前後の県は実質上存在意義を失っていたと予想できるからである。北周から隋へ移行する大象二（五七九）年段階に、「州二百一十一、郡五百八、県一千二百二十四」<sup>④</sup>であったことが知られる。ところが戸数に関しては、一説に「三百五十九万九千六百四」<sup>⑤</sup>が当時の総戸数とあるが、これには疑問が多く、旧北斉の戸数を除外した数字とみなすべきで、それゆえ北周末には六百万戸代にまで到達していたとする指摘がなされている。<sup>⑥</sup>この指摘は一概に承認できないにしろ、さきの李徳林の反論から知られるごとく、隋朝成立から数年をへた段階では概数「六七百万戸」であったという。従って北周滅亡時の総数は、少なく見積つたとしても五百万戸代から六百万戸前後になっていると推定できよう。いま仮りに総戸数を六百万とし、それを一県あたりに換算してみると、およそ五千三百戸代の数値に落着き、それは県ランクの上部に相当することになる。そのうえ、北周末から隋代文帝期を通じて、州の数は増加傾向をたどるのに対し、県の数は北周末の千百余から李徳林の指摘にある数百へと減少し、以後あまり変化がないように思われる。<sup>⑦</sup>とするならば、五百戸の郷は、最下位のランクに位置し、形骸化していた県に代るものとしての地位と意味を賦与されていた、と理解してよいであろう。

郷の果す役割を考察するにあたって、もうひとつ別の面からみる必要がある。すでに松本善海氏のふれられたところであるが、それは高類による「輸籍の法」である。そもそも輸籍とは「凡そ民間の課輸、皆その数を籍し、州県長吏をして以て走弄出沒するを得ざらしむ」と定義されているように、地方長官の恣意性が入りこむ余地をなくすために、民衆の負担すべき税（税額・税目）を戸籍（あるいは計帳）に登録する、と解しえる。それゆえ、輸籍の法の全体の内容は、まず負担すべき税を登録するための明確な様式すなわち「輸籍の定様」を規定し、その上で毎年正月五日に県令が中心となつて、「各おの便近に随い、五党三党、共に一団と為し、様（輸籍の定様）に依つて戸の上下を定む」という作業がとり行なわれることになる。この法の意図するところは、国家収入（賦役も含めて）の増大と一定化をはかることにあつたと推測されるが、いまここで注目したいのは、この意図の達成のために県一団（一党）という組織系統が編成され、そのうち三百ないし五百戸を一括した団という単位が、重要な役割を果すべく期待されていることである。「様に依つて戸の上下を定む」とは、戸口田土を調査し租税力役をわりつけ登録することであるが、その作業は実際には団単位で進められたのである。いわばこの団は、「戸口集計の単位であるとともに徴税区」として現われた唐代の郷と共通する性格をもつものと考えられる。輸籍の法の実施は、開皇五年のこととされている。従つて、それは郷里制の施行にともない県一郷一里の關係のなかに解消され、法そのものの意図するところも、郷里制を通して生きていくことになつたのであろう。のちの五代に郷制が実質的な意義を失つていく過程で、再び団という単位が編成されたことは、団が郷の前駆的存在であつたという理解を助けてくれる。と同時に、蘇威とあらゆる面で協力した高類は、輸籍の法において団の意義を強調し機能づけることによつて、蘇威の提起する五百戸の郷を別の面から規定し、彼の意見を支持し正当化しようとはかつた、とも考えられる。

輸籍の法が郷里制と合体したことは、郷正の権限を、当初主張された「辞訟」の面のみ止まらず、そのほか郷内の戸籍の整備、徴税業務等の民政全般に拡大させ、県令との密接な關係のもとで、郷正の多方面にわたる活動を容認させるこ

とになったと思われる。郷里制設置の翌開皇十年、虞慶則らに「閩東諸道」を巡省させた結果、「五百家の郷正、専ら辞訟を理め、民に便ならず、党与愛憎して、公けに貨賄を行なう」という状況が露呈したため、「上よってこれを廢した」という。<sup>⑧</sup>「閩東」において広汎に郷正の不正がみられたというこの記事は、郷正設置の最大の理由が旧北齊支配地域にあったとするさきの見解の端的な証左となるが、注意しておかねばならないのは「上仍廢之」の「之」の実態である。それは郷正そのものを指すのではなく、松本氏の指摘のごとく、郷正の「辞訟」の権限とすべきであろう。郷正そのものは、その後も依然として存続するのであり、それゆえ郷正には設置の時点から民政全般にわたる権限が賦与されていて、「辞訟を理める」権限が削除されたのちも、それ以外の分野で郷内の統括に関与しつづけたのである。<sup>⑨</sup>

- ① 隋書卷一 高祖本紀上 開皇元年冬十月戊子の条参照。
- ② 通志卷一八 隋紀 文帝 開皇二年秋七月甲午の条参照。
- ③ 隋書卷二五 刑法志 開皇三年の条参照。
- ④ 程德樹著『九朝律考』（台湾商務印書館、一九六五年）五〇三頁参照。
- ⑤ 隋書卷二八 百官志下、開皇三年四月の条参照。
- ⑥ 宮崎市定著『九品官人法の研究―科挙前史―』（東洋史研究会、一九五六年）五〇六―一二頁参照。
- ⑦ 隋書卷一 高祖本紀上 開皇三年十一月の条に、「甲午、罷天下諸郡」と載せられているが、岑仲勉氏は甲午の日は十二月に入れられるべきであって、甲午の日の上の「十二月」の語句が欠落している、と指摘された（岑仲勉著『隋書求是』北京 商務印書館、一九五八年、五五頁参照）。
- ⑧ 隋書卷四六 楊尚希伝参照。
- ⑨ 宮崎市定前掲書五一―九頁参照。
- ⑩ 隋書卷四六 楊尚希伝参照。
- ⑪ 谷川道雄著『隋唐帝國形成史論』（筑摩書房、一九七二年）第Ⅱ編 第2章「北魏官界における門閥主義と賢才主義」参照。
- ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

為民部尚書」とあるから、蘇威の刑部尚書在任期間は、開皇三年四月以降同年末までのあいだであったことが知られる。このほか蘇威の隋初における任官には疑問が多い。隋書蘇威伝によれば開皇元年に「納言・民部尚書を兼ね」とあるが、同本紀の元年三月戊戌の条には「兼納言・吏部尚書」とあり、北史卷六三の彼の伝(附蘇祿伝)では民部・吏部の両方について言及しない。そのうえ民部尚書は開皇三年まで度支尚書とよばれていたのであり、当時すでに別の人間が就任していた(『二十五史補編』所載の「隋宰相大臣年表」参照)。それゆえ彼が尚書省において実際の行政に関与したのは、三年四月以降の刑部尚書就任に始まると認めべきであろう。

⑮ 隋書卷四二 李德林伝参照。

⑯ 隋書卷四一 蘇威伝。

なお隋書卷七三 趙軌伝によれば、

高祖受禪、転齊州別駕、有能名。……在州四年、考績連最。……

徵軌入朝。……既至京師、詔与奇章公牛弘撰定律令格式。

とあることから、牛弘は蘇威と開皇三年に律改定に参画したのちも、つづく四年五年頃にも律以外の法体系の整備に従事していたことがわかる。

⑰ 隋書卷四三 観徳王雄伝参照。

谷川道雄前掲書第Ⅲ編第4章の二節「高類と隋の政界」によれば、この「四貴」が開皇九年頃までの朝政を代表したという。

⑱ 隋書卷四二 李德林伝。

⑳ 隋書卷四二 李德林伝参照。

なお第一の項目における「郷官判事」の「判事」についての訳で、開皇三年時の郷官廃止問題ではそれを「不知時事」としていることから、単に裁判に関することだけに限定せず、広く「実際の職務にたずさわる」とことと解釈した。

⑳ 浜口重国「所謂 隋の郷官廃止に就いて」(『秦漢隋唐史の研究』下巻、東大出版会、一九六六年、所収)の七八四頁。

㉑ 福島繁次郎著『中国南北朝史研究』(教育書籍 一九六二年)第三編第一章「北周の村落制」参照。

㉒ 周書卷二三蘇綽伝、「六条詔書」の第四「擢賢良」の条。

この他「六条詔書」中には、三条「尽地利」に「若有遊手怠惰、早歸晚出、好逸惡勞、不勤事業者、則正長牒名郡縣、守令隨事加罰、罪一劾首」とあり、六条「均賦役」に「租稅之時、雖有大式、至於斟酌貧富、差次先後、皆事起於正長、而繫之於守令」といい、正長と守令とのあいだに緊密な関係をもたせているのである。

㉓ 志田不動曆前掲論文参照。

㉔ 隋書卷四二 李德林伝。

当時皇太子は楊勇であったが、彼は北周末に洛州総管・東京小冢宰として「旧齊の地を総統」した経験をもち、旧北齊地域の動向に詳しくその地の統治に關して一家言をもっていた(隋書卷四五 房陵王勇伝)。その彼に郷正問題を担当させたことは、郷正設置の意味が旧北齊地域の統治と深く關わっていたことを一面において明らかにするよう思われる。

㉕ 西魏・北周における県令の官別表を、周書卷二四 虞弁伝によって示せば左のごとくなる。

正五命	五命	正四命	四命	正三命	三命
長安万 年県令	戸七千以 上県令	戸四千以 上県令	戸二千以 上県令	戸五百以 上県令	戸不満足 以下県令

㉖ 隋書卷二九 地理志上の序。

㉗ 通典卷七 歷代盛衰戸口、隋の条につけられた杜佑注。

㉘ 岑仲勉著『隋唐史』(北京 高等教育出版社 一九五七年)上冊、

「隋史」第一八節「隋代經濟發展之概況」、および福島繁次郎前掲書二九五～七頁参照。

⑳ 前掲『隋書求是』所載の「隋書地理志附表」によれば、陳の領土も含めて、文帝一代を通して州が増置されていたことが知られる。一方県数に関しては、隋書地理志序には大業時に千二百五十五あったと記され、そこから陳の領土分の四百三十八を差しひくと、八百十七となる。この数値が李徳林のいう県数百に相当するのではないだろうか。

㉑ 松本善海前掲論文参照。

㉒ 通鑑卷一七六 至徳三年（開皇五年）五月の条の「輸籍法」における胡三省註。

㉓ この解釈は、高頴が輸籍の法を提案するにあたって、「人間課輸、雖有定分、年常徵納、除注恒多、長吏肆情、文帳出沒、復無定簿、難以推校」（隋書食貨志）とした現状認識からもうかがい知ることができ。

㉔ 隋書卷二四 食貨志参照。

㉕ 冊府元龜卷四八五 邦計部戸籍門によれば、この「五党三党」の部分は「五党」とのみ記されている。一党は三長制の最高単位で戸に於たる。

## 二 貌閭と「山東」

郷と郷正を設けるにあたってまき起きた論争を通して、それが主として旧北齊支配地域を意識し、北魏の分裂以降東西に分立し異なる社会を形成していた兩地域を、北周より隋へとつづく流れの側から再び統合しようとするものであったことが明らかになった。では、従来の三長とは異なり、郷正という強力な権限をもつ存在による統治が必要とされる旧北齊地域、すなわち「山東」あるいは「関東」「東夏」<sup>①</sup>は、当時具体的にどのような状況にあったのであろうか。またそ

① 中村治兵衛前掲「再び唐代の郷について」の「むすび」の節参照。

② 冊府元龜卷四八六 邦計部戸籍門、

③ 周世宗顯徳五年十月、詔諸道州府、令团并鄉村、大率以百戸為团、每团選三大戸為耆老。凡夫家之有奸盜者、三大戸察之、民田之有耗登者、三大戸均之。仍每及三載、即一如是。

④ 隋書卷四二 李徳林伝参照。

⑤ 松本善海前掲論文。

⑥ その他この字句の解釈について、志田氏は郷正そのものが一時全廃されたとし（志田不動庵前掲論文）、浜口氏は「郷正を」廃止しようとしただけであって、廃止に至らなかったと認むべきである」とする（浜口重國前掲論文、の注の㉑）。

⑦ 隋書卷六七 裴蘊伝に、

于時猶承高祖和平之後、禁網疎闊、戸口多漏。或年及成丁、猶許為小、未至於老、已免租賦。……因是条奏、皆令貌閭。若一人不實、則官司解職、郷正・里長、皆遠流配云々。

とあり、郷正が里長とともに貌閭という民政そのものに関わっていることが知られる（貌閭に関しては次節参照）。

これは隋朝体制下で如何なる役割を担うべく期待されていたのであろうか。

隋初に現われた「山東」の様相とそれに対する隋朝の政策として、つぎの有名な史料を提示することができる。

この時、山東尚お齊俗を承け、機巧姦偽にして役を避け惰遊する者十に六七。四方の疲人、或は老と詐り小と詐り、租賦を免れんことを規る。高祖州県をして大索貌閱せしめ、戸口実ならざる者は、正長は遠配し、また相糾の科を開く。大功以下、兼しく析籍せしめ、各おの戸頭となし、以て容隱を防がしむ。ここに於いて計帳四十四万三千丁、新附一百六十四万一千五百口を進む。<sup>②</sup>

曾我部静雄氏によれば、「貌閱」とは首実験のことであり、申告書（手実）↓首実験（貌閱）↓計帳の形で示されるといふ。<sup>③</sup>さらに氏は、計帳が課役すなわち歳役と雑徭を催すためのものであるとする立場から、計帳作成の前提に位置する貌閱は、力役賦課の面に最も関係があるとされる。しかし右の史料によれば、「機巧姦偽、避役惰遊者十六七」「或詐老詐小、規免租賦」という現実と「大索貌閱」とが相関関係にあることが知られ、必ずしも力役を賦課する場合にだけ貌閱が実施されたと限定する必要はない。それゆえ貌閱は、租調の増収をはかり歳役雑徭を催し、同時にこれらもろもの税負担を回避しようとする動きを抑えるために進められた戸口検括の一形態、と理解すべきではないだろうか。貌閱の内容への言及は別の機会に譲るとして、いまここで注目したいことは、隋初主として「山東」にみられた現状とそれに対する隋朝側の貌閱政策という関係である。

隋初の貌閱について論及する前に、まず注意しておかねばならないことは、この貌閱それ自体がそもそも存在しなかったのではないか、という疑問が存することである。隋書の食貨志と裴蘊伝とに貌閱の記事が残され、隋では開皇五年頃と大業五年との二回貌閱が実施されたと従来考えられてきた。しかし両記事を検討してみると、そこには全体の記述形式が類似しているだけでなく、それ以上に貌閱の結果計帳に記載された数が、わずかの差違を除けば同一数字になるのである。このような観点に立って、すでに志田不動磨氏が開皇五年の貌閱の存在を否定し、さらに近年磯波護氏は隋朝政権の弱体

性という点も加味して同様の意見を展開している<sup>⑥</sup>。果してそのように断定してしまうことは可能であろうか。隋初の貌閥の記事が、全体として「山東」のあり方と深く関わったものとして記され、また彌波氏によってほとんど同一の事実を述べていると指摘された部分においても、大業五年の場合にはみられない「大功以下、兼令析籍、各為戸頭、以防容隱」という箇条が挿入されているのである。この「大功云々」の記事は、大功が「党兄弟」すなわち父がたのいとこを指すことから、父子兄弟の同居は許すものの、それ以外は分離して同じ関係におさまる一家をつくらせ、それぞれに戸長を設け、互いに独立を保たせる、という小家族制の採用を意味していると考えられる。曾我部氏によれば、貌閥は西魏・北周において制度化されたと推定しており、また福島氏は、北斉では一戸あたり平均六口強であったのに対し、北周ではほぼ一戸三口の小家族構成が多数を占めていたと指摘している<sup>⑦</sup>。とするならば、隋初において旧北斉地域に重点を置く貌閥が実施され、小家族構成に基づく戸口の増加が促された、との理解が可能になる。貌閥に関する史料の文脈上から、開皇五年の実施が可能性をもつとすれば、つぎに実態面において、「山東」側と隋側の両者に貌閥を必要とする状態がみられ、ひいては「山東」方面に戸口的大幅な増加が現われなければならない。

すでに北斉滅亡後の北周期には、「斉の旧俗、未だ昏政を改めず、賊盜姦宄にして、頗る憲章に乖る」という状況があり、それに対して北周統治者は、嚴罰主義に立つ『刑書要制』を作成して、徹底した監督強化を進めることになった。その内容は、群盜などについての罰則を盛りこむとともに、「正長の五戸及び丁以上及び地頃以上を隠すは、みな死<sup>⑧</sup>」と定めて、隱戸・隱丁・隱地に関する規定を含んでいる。このことは、北周武帝が北斉を平定した当初、「輕典を施す<sup>⑨</sup>」として採用したさまざまな懐柔策が短期間に破綻したことを意味するのであり、同時にそのような嚴罰主義による統治を必要とするほど、この地域に現われた問題が深刻かつ広汎なものであったと認めなければならないだろう。そのうえ、隱戸隱丁を厳しく抑えようとしたことから、その作業の過程で貌閥に類する方策が採られたと思われるのである。

北周期だけでなく隋朝治下においても、「山東」方面に広く「難治」と称される状況が存在することは、すでに拙稿で

ふれたことがある。<sup>⑩</sup>そしてそれら「難治」の様相は、往々「齊俗を承け云々」という記述と結びつけて語られてきた。しかしかかる姿は、実際にはむしろ北周―隋による統治に触発された結果として生み出されているように感ぜられる。「山東」において最も明白に「難治」の状態を現出した地は、相州（鄴）であった。もちろんその傾向は北斉以来の伝統と繋りがあるとは思われるが、決定的なことは「初め斉の亡びたる後、衣冠の士人、多く関内に遷り、ただ技巧・商販及び粟戸の家、移りて州廓を実す、これに由って人情險詖にして、妄りに風語を起こし、官人を訴訟すること、万端千變<sup>⑪</sup>」と語られるように、北斉士人層が関中に移住させられて、従来の社会関係が崩壊したことに起因しているのである。ここで「訴訟」せられた「官人」とは、北周（隋）から派遣された地方官と解すべきであろう。

このように統治の困難さが予想される相州に、隋初梁彥光が刺史として派遣された。彼はさきに岐州刺史に任命されて治績をあげ、それに基づいて相州刺史となったのであり、相州統治に臨んだ当初は岐州の場合と同様の政策が適用されたのである。そもそも岐州の地は、「その俗頗る質<sup>⑫</sup>」なる半面、「京圻に密邇にして、いにしえ繁劇を称す、兼ねて西のかた河隴に通ずるを以て、舟車輻湊す、内に豪族多く、外に名商を引く<sup>⑬</sup>」という状況であり、関中では最も支配の難しい場所のひとつであったといえよう。しかし「相部に居るに及んで、岐州の法の如くす、鄴都雑俗にして、人変詐多く、これが為に歌を作り、その理化する能わざるを称す、上聞きてこれを謹し、遂に坐して免ぜらる<sup>⑭</sup>」とあるように、同じ方針にもかかわらず、岐州の場合は成功し、相州の場合は失敗せざるを得なかった。関中と「山東」のそれぞれを代表する岐州と相州のあいだにかかる大きな差違がみられたことは、とりもなおさず後者の側に現われた問題の深刻さを端的に物語るのであり、ひいては隋朝に一層厳しい対応を迫ることになるだろう。それゆえ、前節でみてきた地方機構の改革から郷里制の設置に至る経緯も、このような「山東」の現実をふまえた隋朝の統治政策の一環として理解することができるのである。

「山東」における支配を困難ならしめた要因が、単に北斉に根ざす動きの継続としてのみではとらえきれず、そのひとつが従来の社会関係の解体という点に求められるならば、さらにその傾向を助長したものとして北周―隋による収奪体系



に求められなければならない。最初にみられるのは、力役への徵発である。北周宣帝のとき、洛陽宮の營造にあたって「山東諸州兵」が徵用され、三十日という番上規定を四十五日までに延長し、常時四万人が使役された。<sup>⑬</sup>この作業は苛烈を極めたと想像され、約一年あまり続いて宣帝の死とともに大赦令によって中途放棄されることになった。<sup>⑭</sup>さらにこの期間、別に「山東諸州民を發して長城を修め」させている。<sup>⑮</sup>つづく隋においても、新都大興城の建設のために、とくに「山東の丁」を徵発している。<sup>⑯</sup>後世の都市建設の模範とされる大興城は、開皇二年六月に詔を下して翌年の三月には完成をみたほどのスピードをもって短期間に進められたのであり、ここに徵発された「山東の丁」の数の龐大さと負担の過重さはおって知るべきであろう。

かかる力役賦課の一方で、隋朝は食糧問題においても「山東」に大きな期待を寄せることになった。すなわちまず、開皇三年にはこの地域内の十三ヶ所に「水次」を設けて米粟運搬の丁夫を駐在させるとともに、各地の米を集蔵し長安へ転輸するために、黎陽倉（衛州）・河陽倉（洛州）・常平倉（陝州）・広通倉（華州）の諸倉を築造し、「關東及び汾晋の粟を漕して、以て京師を給す」という体制を整備したのである。<sup>⑰</sup>その結果、開皇五年頃には「諸州の調物、毎歲河の南は潼關より、河の北は蒲坂より長安に輸すもの路に相屬<sup>⑱</sup>き、晝夜絶えざること數月」と記され、旧北齊地域より長安へ引きも切らず運びこまれる活況であった。隋代に入って「山東」方面が食糧補給に関して重要視されてくるのは、開皇三年時における「京師の倉廩尙お虚」なる実情、つづく「開皇四年已後、京師頻りに早あり」という天候不順が直接的には関係しているように思われる。事実、開皇四年と十四年には民衆をひきつれて洛陽にまでわざわざ赴いて食に就いているのである。<sup>⑲</sup>だが力役問題を含めて大局的にながめるならば、開皇九年の統一を終えた直後「九重を禁衛するの余、四方を鎮守するの外、戎旅軍器、皆宜しく停罷すべし」という詔勅を下し、翌年この方針を一層進めて「山東・河南及び北方縁地の地の新置の軍府を罷<sup>⑳</sup>」めさせた以降、次第に明確な姿を現わすに至った隋朝の政策的意図と、それ以前の旧北齊地域の地位は深い関連をもつと思われるのである。すなわち、関中とその周辺に軍府（驃騎・車騎府）を重点的に配備し、他地域の武力

を撤毀するという開皇九年に始まる政策は、折衝府を関中周辺に偏在させた唐の関中本位政策の原型ともいうべきであるが、しかしそれに向けての配慮はすでに北斉を平定した直後から始まっていたと考えられるのであり、そのことが「山東」地域をして、過重な力役あるいは食糧補給を主として負担せしめたのではないだろうか。

北周末から隋初にかけての「山東」一帯は、このように実際面においても、それ自身の内部につくり出した動きや、その一方で隋朝が示した政策的意図からみて、魏閔の適用を必要ならしめる素地を有していたのである。魏閔を戸口検括の一形態ととらえ、具体的にはその地方の州県官が担当したと理解するならば、それに関係する二三の史料をあげることができる。例えば、隋書卷五六令狐熙伝によると、彼は開皇二年から八年に至るまで滄州刺史に任ぜられたが、そこで「時に山東は斉の弊を承け、戸口の簿籍おおむね実を以てせざる」有様をみて、「晷論」し「帰首」せしめた結果、「至るもの一万戸」あったという。しかし金石萃編卷五六所載の「令狐熙碑」によれば、つぎのように記されている。

公莅□之初、戸惟四方、綏撫□□□□□□□□、乃□<sup>得</sup>十<sup>万</sup>。

滄州は煬帝のときに渤海郡に改められているが、隋書地理志中の渤海郡の条に載せられる大業五年時の戸数が十二万二千九百九であったことから、令狐熙の在任中に州内の全戸数が四万から十万に増加し、それ以後大幅な変動をみなかったと認むべきだろう。もしこの両史料が互いに関連するものであるならば、「帰首」したものが一万戸あり、そのほか領内の大家族を小家族構成に分割し、また「簿籍」を整備した結果、合計六万戸が増加するに至った、とすることができる。いづれにせよ、このように戸数を急激に拡大させるには、開皇五年の魏閔が大きく関わっていたと思われるのである。同様のことが隋初曹州刺史に任命された乞伏慧の場合にもみられる。彼は当時の「曹土の旧俗、民姦隠多く、戸口の簿帳、恒に実を以てせざる」状況に臨んで「按察」を進め、その結果「戸数万を得」た<sup>④</sup>。彼はこのうち涼州総管・斉州刺史と歴任していったが、斉州刺史に就任したのは開皇九年頃であり、涼州総管になったのはそれより一二年前の開皇七年前後と推定される<sup>⑤</sup>。それゆえ、魏閔が実施されたとする開皇五年には曹州刺史の職に留まっていたのである。とするならば、やはり

曹州での数万戸の増加に際しても貌閱政策が関与していたと想定できるのである。

右に示した限られた史料から、「山東」をめぐるおおよその戸口検査状況が知られ、そこでの急激な戸数の増加には、隋朝による貌閱政策との関連を無視できないものがあつた。貌閱の実施は、必然的に国家の掌握する戸口の額を増すことになるが、隋初それが「山東」との関係において為されたとすると、右の限られた地域だけでなく全体の戸口の動向においても、この傾向が確認されなければならない。いま隋書地理志に載せられた大業五年時の戸口統計を規準として、それ以前と対比し、戸数の変化をさぐるうと思ふ。まず北斉滅亡時をみるに、その時点での戸数は大きくわけて二説あり、一説は「戸三百三十万二千五百二十八」（周書卷六武帝本紀下、建德六年二月の条）、他は「戸三百三万二千五百二十八」（通典卷七、歷代盛衰戸口）であり、隋書食貨志の序と通鑑は通典と同じで概数のみをあげている。この戸数がどの範囲を指すものであるかを知るためには、戸数に対応する州がひとつの手掛りとなるが、しかしこの場合も諸説あつて一定できない。ただ州数とその個々の名称とを並記しているのは、通鑑の胡三省註と徐文范の『東晋南北朝輿地表』の考証による跋耕望氏の研究である。<sup>⑤</sup>この両説のうち前者は五十州、後者は六十五州とし、そこに列挙した州名も必ずしも同一ではないが、地図と対照すれば両者の指す全体の領域はほぼ一致する。それを隋書地理志に比定すれば、徐・青・兗の各州の条全部、冀州の条の河東郡以外の地、それに予州の条における河南・滎陽・梁・譙・濟陰・襄城・潁川・汝南・淮陽・汝陰の各郡と滎陽・淮安兩郡の一部地域、が指定できる。これらの地域は、唐代では、河北道の全域、河南道の函谷関附近で南北に切る線の東側、河東道の蒲州とその周辺を除く地域、に相当するように思われる。

同様の手段を用いて陳滅亡時を考察すれば、まず戸数においては六十万（隋書地理志）、五十万（通典卷七）の二説が存在する。また州数とその各州名をも列記しているのは、通鑑の胡註であるが、一方『隋書求是』所載の「開皇九年平陳域内増置諸州表」によつても、陳末の領域が推測できる。<sup>⑥</sup>この場合も両者が指す実際の範囲はほぼ合致するのであり、それを隋書地理志にあてはめると、揚子江以南の揚州と荊州の各条（揚州における大業元年新置の三郡と荊州の清江郡は除く）

地域	戸数	滅亡時の戸数	隋大業五年時の戸数	増加額	増加率
旧北齊支配地域	(a)	三三〇、二五二八	五五四、二五四六	二二四、〇〇一八	一・六八倍
	(b)	三〇三、二五二八		二五一、〇〇一八	一・八三倍
旧陳支配地域	(a)	六〇、〇〇〇〇	六九、三三三〇	九、三三三〇	一・一三倍
	(b)	五〇、〇〇〇〇		一九、三三三〇	一・一九倍

となるのである。  
 以上概観してきた戸数とその含まれる領域の関係を、数字上の不確定性および指定した境界の過誤を恐れることなく表示すれば、上のごとくなる。

前節で言及したように隋が北周を奪った当初の戸数が六百万戸前後であり、陳の戸口を併合して、六百万戸代になると想定できるならば、大業五年の総戸数八百九十万七千五百四十六（実際の合計は九百六万九千七百九十一）との差は、二百万から三百万にかけての数值となる。そのうち旧北齊地域の増加が二百二十万万余戸ないしは二百五十万余戸という圧倒的な割合を占めている現実<sup>④</sup>に立脚すると、いかにこの地域の戸数増加が甚しかったか理解できよう。それゆえ、旧北齊地域にみられるこのような戸数動向の背後には、主として「山東」を対象にしたとする隋初の貌関政策が、大きく関与していたと認めなければならぬ。

隋初の貌関は、前節で述べた郷里制・輸籍の法とのあいだに緊密な関係をもっていたことが予想される。貌関と輸籍の法とは、隋書食貨志における両者を並置した記述形式からすれば、実施の時期が相前後していたと想定され、そのうえ団ごとに「輸籍の定様」に従って「戸の上下を定める」に際しては、必要に応じて首実験すなわち貌関が行なわれたはずである。開皇五年の貌関の結果、多数の丁および新附口が載せられるに至ったのは、輸籍の法がはじめて施行された時期にあつていたためであり、とくに「山東」に重点を置く方向で徹底をはかったからであると認めるべきだろう。従って、この輸籍の法が郷里制のなかに移行して残りつづけた以上、貌関の制度じしんも郷里制を介して存続し、郷正の職務のひとつとして機能することになったのである。<sup>④</sup>このように貌関と輸籍の法、それに五百家の郷と郷正に代表される郷里制の三者は、相互に有機的な連関をもち、直接的には旧北齊地域の掌握を共通の対象として現われたのである。

- ① 「山東」「関東」は、隋書で使われる場合、一般に旧北齊支配地域を指しているように思われる。本稿においてもこれらの語をそのような意味において使用する。
- ② 隋書卷二四 食貨志。  
通鑑によればこの記事を開皇五年に置く。
- ③ 曾我部静雄「貌閩考」（東洋史研究 新一・三）参照。
- ④ 曾我部静雄著『均田法とその税役制度』（講談社 一九五三年）の第六章「戸籍と計帳」参照。
- ⑤ 志田不動磨前掲論文参照。
- ⑥ 礪波護「隋の貌閩と唐初の実封」（東方学報 京都 三七）
- ⑦ 通鑑卷一七六 至徳二年（開皇五年）五月の条の胡註。
- ⑧ 曾我部静雄前掲「貌閩考」参照。
- ⑨ 福島繁次郎前掲著書二九八〜九頁参照。
- ⑩ 隋書卷二五 刑法志。  
なお周書卷六 武帝本紀下 建徳六年十一月の条に載せられた『刑書要制』には、「正長隠五戸及十丁以上、隠地三頃以上者、至死」とあり、数字面で違いがみられる。
- ⑪ 隋書卷二四 食貨志 建徳六年の条。  
拙稿「竇建徳集団と河北—隋唐帝國の性格をめぐって—」（東洋史研究三一・四）参照。
- ⑫ 隋書卷七三 梁彥光伝。  
隋書卷七三 梁彥光伝。  
魏晉南北朝墓誌集積、図版四九一、「張壽墓誌」。
- ⑬ 隋書卷七三 梁彥光伝。
- ⑭ 周書卷七 宣帝本紀 大象元年二月の条参照。ここで「山東諸州兵」とあるのは、隋書食貨志では「山東諸州」になっている。
- ⑮ 周書卷八 静帝本紀 大象二年夏五月の条参照。
- ⑯ 周書卷七 宣帝本紀 大象元年六月の条。
- ⑰ 隋書卷二四 食貨志参照。
- ⑱ 隋書卷一高祖本紀上の開皇二年六月の条に「仍詔左僕射高穎・将作大匠劉龍・鉅鹿郡公賀婁子幹・太府少卿高龍叉等、創造新都」とあり、三年三月丙辰の条に「雨、常服入新都」とある。しかし三年春正月庚子の条に「将入新都、大赦天下」とあり、また食貨志には「開皇三年正月、帝入新宮」と記されていることから、すでに三年正月の時点でほぼ完成していたと想定してよいかもしれない。
- ⑲ 隋書卷二四 食貨志参照。
- ⑳ 隋書卷一七六 至徳三年（開皇五年）の条。
- ㉑ 隋書卷二四 食貨志。
- ㉒ 隋書卷二二 五行志上 旱の条。
- ㉓ 隋書卷二二 五行志上 旱の条。
- ㉔ 開皇四年については、「駕幸洛陽、関内饑也」（隋書高祖本紀上 開皇四年九月甲戌の条）とあり、「開皇四年、関輔亢旱、帝引民衆、就給洛州」（統高僧伝卷二一 釈靈威伝）とあることからわかる。開皇十四年に關しては、「五月辛酉、……関内諸州旱」とある旱害ののち、「八月辛未、関中大旱、人飢。上率戸口、就食於洛陽」（いずれも高祖本紀下）となっているのである。
- ㉕ 隋書卷二 高祖本紀下 開皇九年夏四月壬戌の条。
- ㉖ 隋書卷二 高祖本紀下 開皇十年五月乙未の条。
- ㉗ このほか「収天下兵器、敢有私造者、坐之。関中縁辺、不在其例」（同、十五年二月丙辰の条）の記事も、そのような一環として理解で

きる。

②⑨ 前掲『隋書求是』二四五頁「棗州」の条によれば、滄州は開皇十六年に棗州を分離したが、大業二年に至って再び兩者を合併して滄州と称し、つぎに郡への改称によって渤海郡とよばれるようになったのである。

③⑩ 隋書卷五五 乞伏慧伝。

なお同伝には、「歳余、転齊州刺史、得隱戸数千」とあり、ひきつづいて戸口の檢括を進めたことが知られるが、曹州の場合よりその数が減少していることに注目しておいてよいと思ふ。

③⑪ 前掲『隋書求是』所載「隋書州郡牧守編年表」の「涼州」と「齊州」の条参照。

③⑫ 通鑑卷一七三 太極九年（建德六年）二月の条の胡註、また敵耕望

### 三 李徳林と「山東」

制度上に現われるさまざまな変化は、その当時の時代状況の具体的反映としての一面をもつ。隋初にみられた中央より地方末端に及ぶ一連の諸改革も、南北朝の分裂状態を克服し、統一国家を建設する時期に際会した当時の社会の諸事象に規定されていることは疑いない。前節でみてきたごとく、これら諸改革を推進した当事者は、北周の流れをくむ人々であり、その根底には、西魏・北周において関中を中心とする限定された地域内に築かれた体制を、単にそのまま押広げていくということではなく、みずからの依拠する体制をも変革させつつ、全国的な統治に耐え普遍的な性格を備えた体制にきたえあげていく、という意識が感得できるのである。

このような点に立って郷里制問題をながめれば、その制定に際しての蘇威と李徳林の論争も、隋朝のあり方をめぐっての基本的な対立として、内奥には隋初の社会状況と密接にからみあっていた、とみなしうる。高頴や蘇威と対立した李徳

著『中国地方行政制度史』上編四の四三一頁、参照。

③⑬ 通鑑卷一七七 開皇九年二月の条の胡註、『隋書求是』五六頁、参照。

③⑭ 前節の註⑩でふれたごとく、魏閩の実施にあたっては、郷正が里長とともに重要な役割を担っていた。そのほか郷と魏閩の具体的な関係がうかがわれる事例として、つぎの隋書卷七三 公孫景茂伝を示すことができる。

転道州刺史。……好單騎巡人家、至戸入、閩視百姓。……男子相助耕耘、婦人相從紡績。大村或數百戸、皆如一家之務。

ここでいう道州とは、開皇十六年新設の州で（隋書地理志中潁川郡鄆城県の条参照。唐の河南道許州）、彼は初代の刺史であった。

林について、「直接北斉滅亡の際に投降せる漢官であつた上に、余りにも理想主義に立つ文官的性格を有つていたために、北周元従系の官僚から反感を受けた」といった理解が一般的であると思われるが、「理想主義」とか「文官的性格」といった言葉でまとめて単なる個人的性格のみに帰してしまふことは、その後後にひそむ問題を見失うことにならないであらうか。むしろそのような体裁をとりつつ、にもかかわらず強硬にかつ孤立状態のなかで反論を主張しなければならなかつたところに、投降者としての李徳林の主張の重大さが隠されているのであり、一方隋朝当事者が「反感」をもちながらも、しかも彼を完全に中央から排除できないところに、彼の備える影響力とその影響力を無視できない隋朝じしんの問題点がうかがい知れるように思われる。

蘇威が提起した廢郡の件について、李徳林は「令を修むるとき、公何ぞ廢郡の便たるを論ぜざるか、今令纔かに出ず、それ改むべけんや」と反論し、そのほか令を改正しようとする策動には、「格式すでに頒たる、義として須らく画一なるべし、たとえやや踏駁有るも、はなはだしくは政を蠹<sup>むじ</sup>み民を害うものに非ざれば、しばしば改張すること有るべからず」と終始反対の意向を表明しつづけた。「五百家の郷正」についても、この基本姿勢をふまえたうえでとくに具体的反論を三点にわたって展開したのであつた。李徳林のこのような反対は、令のごとき基本的法体系を軽々に変えるべきではない、とする見解で貫かれているようにみえ、そこに「理想主義」的な様相をみい出すことは可能である。とはいつても、彼の反論の根拠になつた開皇二年の新令の実体を検討することなしに語るならば、それは早計すぎるといわざるをえない。

隋書李徳林伝によれば、「開皇元年、勅して太尉任国公于翼・高頴らとともに律令を修めしむ」とあるように、彼が于翼・高頴らと律令編纂に従事したことが知られる。しかし、律に関しては高頴ら七名の担当者の名前が明らかになつてゐるが、李徳林・于翼の名は記されていない。高頴は律制定の責任者と目され、その方面へ力を注いでいたと考えられることから、令編纂の実質上の担当者が于翼・李徳林であつたと思われる。だが、于翼は当時太尉を拜することになつたものの、北周末の尉遲迥の反乱に係つたと疑われ、一時位を剝奪されたりしており、また彼の伝に律令についての記事が一

切取せられておらず、それに対して李徳林は律令が完成した段階で、ひとり「九環金帶一腰、駿馬一匹」を下賜されて慰勞を受けていること<sup>⑥</sup>から推して、この令が李徳林中心に進められたと想定してよいだろう。

このようにして成立した新令は、杜佑がすでに「隋氏また六官を廢し、多く北齊の制に依る」と指摘しており、北魏—北齊の法体系を規準にして作成されたのであった。<sup>⑦</sup>州—郡—県の地方行政機構には、北周の戸数によるランクづけを廢め、北齊の「九等の制」が採用され、さらにその下の郷村組織も、西魏—北周の統治方針に裏打ちされた「二長制」を再び「三長制」<sup>⑧</sup>に変更しているのである。ここに実施された三長制は、五—二五—一〇〇という三段階であるが、それは北魏末に改められ北齊前半にまでつづいたと推定される形態<sup>⑨</sup>と同一なのであって、いわば周礼の官制を模倣した西魏—北周の体制下で除外され、またあえて北魏の制度をも踏襲しなかったところの現実的政策としての二長制が、隋初に至って再び逆もどりさせられることになったのである。

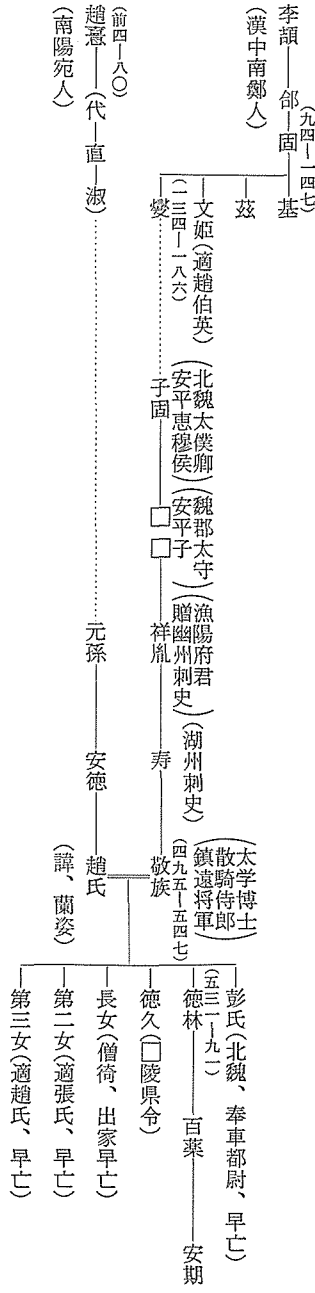
以上のごとく開皇二年の新令は、北齊出身者たる李徳林が主体となって完成したのであり、あらゆる分野に北魏—北齊的形式をもちこみ、ひいては隋朝じしんをもそれを通して変質しようと試みたと考えられる。一方地方体制全般にわたる改革が北周的理念の具体化としてその重点を旧北齊支配地域に向けているとすれば、李徳林の令改定反対という論理の裏には、この北齊的側面を守りぬこうとする意識が隠されているのではないだろうか。とするならば、つぎにこの北齊的側面に彼がどのように関わっていたのか、また彼をしてこのような行動に駆り立たしめたものは何かという問題に逢着する。さきに見たところであるが、郷正設置をめぐる李徳林の反論のなかに、「もと郷官の事を判ずるを廢せるは、それ里閭の親戚にして、割断平らかならざるがためなり」という部分があった。これを敷衍すれば、郷官廢止の方向が確定したのは、それ自身が公的存在たることを放棄し、地方社会に私的な側面を優先させるという状況にたち至ったからであり、そのようにならない限りにおいては郷官は否定されるべきではない、と理解してよいだろう。郷官を無意味化する前提としての廢郡問題に対して、彼が強く反発したことも、彼の立場が本質的には郷官そのものを是認していたことを明らかにす



る。それゆえ、私的關係が前面に押出され郷村秩序を破壊に導く以前の状態、すなわち郷党社会が貴族豪族の地方大姓を軸に共同体的結合をもって構成されていた世界、それが李徳林の志向する具体的対象であったように思われる。それに連なる私利追求の動きとは別に、李士謙に代表されるごとき「士大夫的大土地所有者形態」が根強く息づいていたのである。<sup>12)</sup>

李徳林が隋朝体制内にもちこもうと意図した北斉的側面とは、かかる旧来の郷党のあり方と関連するのであって、そこから遊離しない姿勢を保持する貴族層（士大夫的大土地所有者）を、彼は代弁していたのではないだろうか。

李徳林は博陵（定州）の人であるといわれる。彼をめぐる系譜を、隋書李徳林伝、新唐書宰相世系表、それに近年出土した「隋李敬族墓誌銘」<sup>13)</sup>等によって示せば、次表のごとくなる。



後漢にまで遡ることはさておき、博陵の李氏が明確な姿を現わすのは、李子固が安平惠穆侯を与えられた時期以降になる。時代的にみて、彼が太僕卿といった要職を拜命し、あるいはその息子が魏郡太守になるに至ったのは、太武帝時代における山東貴族の政権への登用策と符合するよう思われるが、また場合によっては、崔浩が推薦した冀・定・相・幽・并五州の士大夫のうち、定州の士大夫のひとりに相当するかもしれない。<sup>14)</sup> それはともかく、博陵の李氏は山東貴族の一翼に連なったと思われるが、「四姓」ないし「五姓」と称される名族よりは、はるかに家格の劣り、また門閥貴族化していな

った家柄のようにみえる。当時、門地の高い貴族は文学を好み、寒士は経学を学び、文学を学んだものは秀才に応じ、経学を修めたものは孝廉に察せられるという差違が生じていたという。<sup>⑤</sup> 李敬族・徳林父子はそれぞれ秀才に挙げられているが、李徳林の場合、秀才で殿中將軍（正八品上）を与えられたのに対し、清河の崔氏たる崔儼は、秀才で員外散騎侍郎（正七品上）から起家しているのである。また博陵の李氏とは同格の家柄と想定できる趙氏は、南陽の趙氏の別枝で曲陽（のちの定州曲陽県）に移り任んでいたが、彼女の祖父・父は「軒冕の貴無し」といわれるように、郷村に埋没し官途に赴いていない。かかる二流貴族たる出自が、逆に李徳林の活動範囲の拡大をうながし、ひいては門閥貴族を否定したところに成立した北周―隋の朝廷に受容されたと思われる。

このような格別名門でもない家に生まれ、父の死後「貧に居りて轆軻、母氏疾多し、まさに心を典籍に留め、また官情無し」という境遇にいた李徳林が、北斉治下で高位高官に昇ることができたのは、「文章学識もとより言うを待たず、その風神器宇を覩るに、ついに棟梁の用と為らん」と称讃された個人的能力と、その能力を認められて長広王湛（武成帝）の丞相府行参軍となり、以後終始「機密を参掌」し「詔誥を参掌する」という要職を占める機会に遭遇したことに求められよう。<sup>⑥</sup> 武成帝以降は、和士開に代表される恩倖、祖珽に代表される門閥貴族が、それぞれ帝権にとり入って勲貴勢力を抑圧しつつ、みずからの権勢の伸張をはかっているのであるが、李徳林はどちらに組みすることもなく慎重な行動に終始したようである。<sup>⑦</sup> むしろそのような動きからはずれたところで別の交流関係をもっていたのではないだろうか。というのは、この期間に形成された人間関係が、彼の出自と彼じしんの能力と相俟って、つぎの北周―隋で重用される契機を与えたと思われるからである。

北斉で通直散騎常侍兼中書侍郎にまで昇進したのち、その滅亡によって関中に移動し、北周末には外戚楊堅（隋文帝）に招かれて丞相府属となり、高頴とともに周隋革命を推進した。その功績をかわれて隋の成立後内史令に任命され、開皇十一年までその地位に留りつづけることになったのである。北斉滅亡直後、北斉の武帝に「平斉の利、ただ爾に在り」と

いわれ、「斉朝の風俗政教、人物の善悪を訪問」せられており、北斉社会の実情を把握し、人材を吸収するために、李徳林は北斉に対する重要な接点のひとつとして扱われた。さらにともに長安に移り住んだ北斉政界を代表する十八名の官人のうち、大部分のものが十分な評価を与えられないのに較べ、李徳林だけは、「詔詰格式及び山東の人物を用いるは、もっぱら以てこれに委ぬ」というように、変ることなき重用をうけている。とりわけ「山東の人物」任用の権限が賦与されていることは、彼の背後に連なる「山東」との関係を重視しているからに他ならない。

のちに楊堅が北周を篡奪するにあたり、幕下に李徳林を誘った理由も、彼の個人的能力に期待をかけたことだけにあるのではなく、やはり彼の「山東」との関係が意識されたからであろう。この時期、相州に根拠を置き河北から山東におよぶ領域を翼下におさめた尉遲迥が、「趙魏の士の従うもの流るるが若く、旬日の間、衆十余万に至る」といわれるように、楊堅の事業を阻む最大の勢力に成長していたが、しかしいったん戦端が開かれるや彼は配下の「山東」の人々を十分巻きこめずに、瓦解を余儀なくされたという経緯は、この間に李徳林の存在が何らかの形で影響したことをうかがわしめるのである。

北斉平定直後から、北周はこの地の人士を積極的に吸収しようと努めた。その結果翌宣政元年には、「偽斉の七品以上、すでに勅して収用せり、八品以下ここに流外に及ぶまで、もし入らせんと欲すれば、皆選に預るを聴し、二等を降して官を授けん」と宣言する段階にまで、順調に進歩したようにみえる。果してそうであるならば、李徳林を「山東の人物」に対する接点に置き、その影響力を発揮させようと期待する意味は、大幅に減殺されることになろう。だが実情は、かれらは一段低くまた軽い官職につけられ、正当な評価をうけたのではなく、そのため尉遲迥の反乱に加担したりしているのである。そのうえ、李徳林とともに鄭重に北周に迎え入れられた人々のうち、例えば、顔之推は「朝に禄位無く、家に積材無き」境遇に置かれ、あるいは崔達等や盧思道は実際に反抗を企てている。また辛徳源は官途に就けず、林盧山に隠栖して「鬱々として志を得ざる」運命をなげき、その抱いた不満ゆえに訴えられて軍籍にまで落された。これ以外にあって、

おおむね北斉時代の華やかさに較べて不遇であったと思われる。かかる観点によれば、一見順調に進展したかにみえた「山東」の人材の登用は、じつは背後に大きな不満をかかえこんだ強圧的なものであったことになる。それゆえ、文帝は隋朝成立とともに、「令山東三十四州刺史華人勅」を発し、「周の東夏を平げてより、つねに搜揚せしむるも、彼の州の俊人、多く未だ応起せず、或は東西もと隔たれるを以て、情として猶おのづから自ら疏し、或は道路懸遠にして、困乏有らんことを慮るを以て、仮りに辞託を為し、肯えて入朝せず、（中略）彼の州もし齊に仕えて七品已上の官、及び州郡懸つの郷望、県の功曹已上、在任下代を問わず、材幹優長にして時事に堪うるもの有れば、仰ぎて精選してこれを挙げよ、たとい未だ仕官を経ざるも材望灼然たるもの、郷望高からずと雖も人材卓異なるものは、悉く拳限に在り云々」として、精力的な人材獲得に再度着手しなければならなかったのである。

このように旧北斉系官人ないし「山東の人物」は、北周―隋の体制への参加にむしろ消極的な対応をみせているのであり、この傾向を背景にしたところに李徳林は位置を占めていたと考えられる。そしてそのことが彼をして北周―隋の体制内での活躍の場を保証せしめたと思われるのである。のちに陳の平定計画が最後のツメに入った段階で、文帝はわざわざ李徳林を招いて、「陳を平げ詔るを待ちて、会わずに七宝を以て敞公を装い、山東よりこれに及ぶもの無からしめん」と語りかけた。この言葉のなかにも、李徳林を「山東」の代表者と意識し、彼のこれまでの働きに感謝するとともに、陳の平定に協力を依頼する意味がこめられているのを汲みとることができる。従って、陳を滅ぼして統一事業が完了し、それまで外に向けられていた矛先が内に転じ、いよいよ本格的な支配体制の一元化作業が開始されるや、李徳林の存在はむしろそれを阻害するものとして必然的に排除をうけなければならなくなる。統一実現の翌年すなわち開皇十年に、郷正問題が再燃し、それがひとつの契機となつて文帝の怒りをかき、ついに地方へ追放されることになったのである。

地方機構の改革から郷里制設置におよぶ過程にみられた李徳林の反対は、表面的には法体系の問題として進行したが、本質的には隋朝中央集権化政策に対する山東貴族による抵抗の現われとしてとらえなおすことができる。じつに、麋郡か

ら始まって郷官を無実化し、さらに郷里制へと進む方向は、山東貴族勢力の基盤をつぎつぎと喪失させていくものであったのだろう。

- ① 山崎宏「隋朝官僚の性格」(東京教育大学文学部紀要Ⅴ 史学研究 一九頁)。
- ② 隋書卷四二 李德林伝。
- ③ 隋書卷四二 李德林伝。
- ④ 隋書卷二五 刑法志。
- ⑤ 高祖既受周禪、開皇元年、乃詔尚書左僕射勃海公高穎・上柱国沛公鄭沢・上柱国清河郡公楊素・大理前少卿平原公常明・刑部侍郎保城縣公韓滂・比部侍郎李諤・兼考功侍郎柳雄亮等、更定新律、奏上之。
- ⑥ 周書卷三〇 北史卷二三の于翼伝参照。
- ⑦ 隋書卷四二 李德林伝参照。
- ⑧ 通典卷二五 職官七 総論諸卿の条の註。
- ⑨ 陳寅恪著『隋唐制度淵源略論稿』(商務印書館 一九四六年)とくに本書の職官・刑律の兩章参照。
- ⑩ 通典卷三二 職官一四 州牧刺史の条。
- ⑪ 隋、雍州置牧、余州並置刺史、亦同北齊九等之制。
- ⑫ 隋書卷二四 食貨志<sup>(民)</sup>。  
及頒新令、制人五家為保、保有長。保五為閭、閭四為族、皆有正。畿外置里正、比閭正、党長比族正、以相檢察焉。
- ⑬ 福島繁次郎前掲書三九〇～四一九頁参照。
- ⑭ 谷川道雄「均田制の理念と大土地所有」(東洋史研究二五―四)参照。
- ⑮ 「河北省饒陽縣王橋村隋墓清理簡報」(文物一九六四年的一〇)所掲。このほかに同所掲の「隋李敬族妻趙氏墓誌銘」「隋李敬族墓誌銘
- ⑯ 蓋蓋裏誌文」も参照。
- ⑰ 谷川道雄前掲書一三四～五頁参照。
- ⑱ 宮崎市定前掲書四四三～五頁参照。
- ⑲ 宮崎市定前掲書四八一～二頁参照。
- ⑳ 前掲「李敬族妻趙氏墓誌銘」。
- ㉑ 以上は隋書卷四二 李德林伝参照。
- ㉒ 谷川道雄前掲書第Ⅲ編第2章「北齊政治史と漢人貴族」参照。
- ㉓ 李德林は後主から「令与黃門侍郎顏之推二人同判文林館事」(隋書 李德林伝)とあるように祖珽の設置した文林館の総監を命ぜられたが、のち文林館をめぐって祖珽の一派が誅滅された際に、彼が無関係に置かれていたことから、同じ漢人貴族でも李德林と祖珽とは一線が画されていたことが知られる。
- ㉔ 隋書卷四二 李德林参照。
- ㉕ 北齊書卷四二 陽休之伝によれば、陽休之のほか、袁聿修(叔徳)、李祖欽・元脩伯・司馬幼之・崔達孳・源彪(文宗)・李若・李孝貞・盧思道・顏之推・李德林・陸義・薛道衡・高行恭・辛德源・王劭・陸爽(開明)の計十八名が明らかになる。なおこの間の経緯は、宇都宮清吉訳『顏氏家訓』(平凡社 世界古典文学大系)の巻末にある同氏の解題に詳しい。
- ㉖ 隋書卷四二 李德林伝。
- ㉗ 隋書卷一 高祖本紀上 北周大象二年六月の条。
- ㉘ 周書卷三二 尉遲迥伝によれば、「文武の士庶を集め」「義勇を糾合」し、「衆數十万」の軍勢を誇るに至ったが、最後まで彼が信頼を

寄せたのは「その麾下の千兵、皆閔中の人」であり、彼と暉孝寛との最後の決戦には、「郷中の士女、観るもの堵の如し」と語られているように、その土地の人々はむしろ局外者としての対応をみせていたのである。

②⑥ 周書卷六 武帝本紀下 建德六年の条、

三月壬午、詔山東諸州、各舉明經幹治者二人。若奇才異術、卓爾不群者、弗拘多少。

(七月) 己丑、詔山東諸州、舉有才者、上県六人、中県五人、下県四人、赴行在所、共論治政得失。

(九月) 壬辰、詔東土諸州儒生、明一經已上、並舉送、州郡以礼発遣。

②⑦ 周書卷七 宣帝本紀 宣政元年八月壬申の条所載の詔制の第七条。

②⑧ 山崎宏前掲論文参照。

②⑨ 顔氏家訓卷三 勉学篇。

なお宇都宮清吉「閔中世活を送る顔之推」(東洋史研究二五一四)

参照。

③⑩ 崔達挙に因しては、「達挙温良謹謹、有識学、少歷職為司農卿、入周、謀反伏誅」(北齐書卷三〇 崔暹伝)とあり、また周書尉遲迥伝に「以開府小御正崔達挙為長史、余委任亦多用齊人。達挙文士、無繒略、

#### 四 郷正の具体相

これまで隋初の郷正設置とその背後に介在する問題についての考察を進めてきた。とくに蘇威と李徳林の論争過程からうかがわれる郷正は、地方統治機構と郷村社会との接点にあって県令と協力し、強力な郷村支配を実現させるものであり、郷村内部に埋没しつづけるよりむしろ、官僚機構の末端を占め、そこから次第に地位を上昇させていく可能性をはらんだ

挙措多失綱紀、不能有所匡救」と語られているところから、尉遲迥の「山東」支配に協力し、北周―隋の流れに反抗していることがわかる。一方盧思道は、北周に移ったのち「未幾、以母疾還郷、遇同郡祖英伯及従兄昌期、宋護等拳兵作乱。思道預焉」(隋書卷五七 盧思道伝)として、北周への反抗に参加した。

③⑪ 隋書卷五八 辛徳源伝参照。

③⑫ 文館詞林卷六九一 貢挙「隋文帝命山東并四州刺史拳人勅」。『隋書

求是』によれば、隋書高祖本紀上の開皇二年春正月甲戌の条にある「詔拳賢良」の記事に、この詔勅が対応すると推定している。

③⑬ 隋書卷四二 李徳林伝。

③⑭ 隋書卷四二 李徳林伝。

徳林復奏云。此事(郷正設置の件)臣本以為不可。然置來始爾、復即停廢、政令不一、朝成暮毀、深非帝王設法之義。臣望陛下若於律令亂欲改張、即以軍法從事。不然者、紛紜未已。高祖遂発怒、大詔云。爾欲將我作王莽邪。

ここで彼は、律令という基本法を軽々しく改変する動きを、郷正問題にかりて蔽に戒めているのであって、郷正そのものについての彼の反対の姿勢には何らの変化もなかったと理解される。

存在であった。では具体面における郷正は、いかなる姿をとって現われるのであろうか。

郷正の実態についてながめる前に、まず注意しておきたいことは、開皇九年に施行された五百戸の郷と百戸の里なる郷里制と、それ以前から継承されていた何郷何里という呼称との関係である。従来本質あるいは所在を示すこの郷里の名称は、三長制とは無関係であって、例えば里の大きさは、三長制における里という単位や百戸といったまとまりとは重なり合うことがなく、いわば戸数による制約から離れたところで残った地方ごとの名称であったといえよう。<sup>①</sup>ところが唐にあっては、五百戸・百戸の郷里制と何郷何里の呼称とが合致するものとみなされている。従って、隋が郷里制を実施した一面の意味は、それまでの地方の郷里名を整理統合し、郷里制に適合させたことにあると考えられる。魏晉南北朝墓誌集釈（以下集釈と略す）所載の図版四五三の二「田光山妻李氏墓誌」によれば、「以隋之大業八年九月戊寅朔廿九日丙午、卒於河南郡通閭鄉嘉慶里」とあり、また同集釈の図版四七八「張達墓誌」には、大業十年七月の直前「卒於東都洛陽郡通閭鄉」とあって、通閭郷は「河南郡（東都）洛陽郡通閭郷□□里」という形で表わされる土地の呼称であったことが知られる。この通閭郷について、集釈図版四三一「楊德墓誌」では、つぎのように記されている。

洛陽令鄭公、以君青望德頤、召任通閭郷正、（中略）大業四年十月十二日、遭疾通閭郷第。

すなわち、地名としての郷と郷里制における郷との合体した姿がここにみられるのである。開皇二年の新令の発布とともに実施された隋の三長制は、郷里制に改められる直前まで維持されていたが、その一方で従来どおり郷里の名が存続しており、それゆえ陳の平定後ただちに始まる郷里制を介した郷村再編成の過程で、伝統的な地方の名称とそれにまつわる旧来の関係にも整序が加えられたとみなすことができよう。

郷正の地位を理解するひとつの手掛りが、隋書卷五六、盧愷伝の記事にみられる。開皇十二年の時点で当時蘇威と対立していた何妥は、彼を失脚せしめるために、蘇威が盧愷・薛道衡・王弘・李同和・房恭懿らと朋党関係にあると告発した。盧愷はそのとき礼部尚書・撰吏部尚書事であったが、彼を取調べた役人はつぎのごとく奏上したのである。

……また吏部の選に預るもの甚だ多し。愷はただちには官を授けず、皆注色せしめて遣る。威の従父弟徹・肅の二人、並びに郷正を以て徴せられて吏部に詣る。徹は文状、後に至りて先に任用せらる。肅は左足孿蹇にして才用算無し。愷は威を以ての故に、朝請郎を授く。愷の朋党、事甚だ明白なり。

ここで注意すべきは、蘇徹が「文状後至而先任用」、蘇肅が「左足孿蹇、才用無算」であり、兩人とも蘇威の一族であったことを問題とされていて、郷正そのものが吏部に書類を提出し、そこから朝請郎（文散官の正七品）に任ぜられたことを問題にされているのではない、という点である。また何妥と蘇威の確執も、単にこのときに始まったのではない根の深さをもち、一概に何妥の指摘するとき朋党の存在を承認できないことをふまえるならば、本来蘇徹・蘇肅の件はそれほどり沙汰されるほどの重大さを含んでいなかったのかもしれない。とすれば、郷正が吏部の任用をうけて朝請郎あるいはそれに準ずる地位に進む形式も、格別異存ないものとして一般に容認されていたことを一層明白にしてくれる。

右の愷の朋党事件において、もうひとつ注意されることは、郷正となる人物に、蘇威のごとき中央の要職を占めた人間の一族が任命されていることである。このことも、郷正が出自と存在形態において、郷村に密接する農民的側面よりも、むしろそこから離れた位置にいたことを示している。さきに提示した通閩郷正の楊徳の場合でも、彼は弘農の楊氏出身であり、祖父は北魏の驃騎將軍齊州刺史、父は驪（龍？）驥將軍東郡太守であったといふ。<sup>⑤</sup>

このほか郷正に任命された人物の父祖の経歴が知られるのに、八瓊室金石補正卷三八所載の「馬君起造石浮頤頤」がある。

高祖遊後魏大將軍益州刺史。（中略）曾祖和齊四門博士。（中略）祖貴隨幽州薊県令。（中略）父海龍、遊郷長云々。<sup>⑦</sup>

北魏の大將軍は太和前令で第一品上、後令で第一品にあたるが、その息子が北齊の四門博士（第九品）で、子孫も余り高官に就いていないことを考えれば、それには信憑性が薄い。馬君起は唐前期の人であったことから、彼の父海が郷長に就任していたのは、隋から唐初にかけての段階であろう。そしてここからも、地方官を含む官僚を出した家柄から郷正（郷



長）の選任されていることが明らかとなる。また茫洛冢墓遺文四編の卷二所載の「霍漢墓誌」には、「祖嘉京兆郡丞、父勝隨郷長、並風流当世、藉甚後塵」と記されている。霍嘉はいつ頃京兆郡丞になったのか不明であるが、廢郡以前の隋初の官品表によれば、京兆郡丞は従五品であったのである。

つぎに郷正じしんのあり方に目を転じたい。匄齋藏石記卷一五の「苑徳讚妻杜氏墓誌」によれば、

□□□□<sup>開皇十</sup>九年歲次己未十二月壬辰朔廿九日、相州相県輔和郷長金遼下儀同府前參軍苑徳讚妻杜□生。今月廿三日亡於里内東王左村、殯於村西二里北。生男字父彥。

とある。右の限られた字句から推定されるのは、開皇十九年（匄齋藏石記の跋文の指摘）の時点で、さきに儀同府の參軍であった苑徳讚が輔和郷長になっていた、ということである。ここでいう儀同府とは、北周が北斉を平定したのち配置した総管府の下に設けられ、隋の開皇十年に「山東河南及び北方縁辺の地の新置の軍府を罷む」という命が降される段階までつづいたそれ<sup>⑧</sup>（儀同府はこの頃車騎府に改称されていたと思われるが）に比定される。その儀同府における參軍は、北周の儀同府列曹參軍（正三命）、および隋の儀同府の諸曹參軍事（視正九品）法曹行參軍（視從九品）<sup>⑨</sup>に相当するのではないだろうか。とするならば、苑徳讚は北斉滅亡以後、総管府に出仕し、のちに多分儀同府廢止をうけて郷長に任ぜられた、と理解できる。

右の史料と共通する面をもつ事例として、開皇十三年四月十五日に山東沂州の地に建てられた「隋都督諸葛子恒等合邑百人造象記」（京都大学人文科学研究所所蔵の拓本）がある。<sup>⑩</sup>この碑の頌文によれば、「都督諸葛子恒・別將諸葛利那・蕭僧遷」ら合邑百名が、一隊を編成して開皇九年の陳討伐に従軍したことを記念して、この碑を建立したのだという。そしてその碑陰は、上下四段に分けられ、最上段に（大）齋主、次段にそれに連なるとおぼしき人物、下の二段には全面に「待官」（一部幢主の肩書きもある）のそれぞれの名前が、合計六七十名列記され、そのうち第二段目には「前州主簿方城郷正諸葛□□」の名がみえるのである。都督・別將が待官を統率するという形態は、まさしく北周から隋初にかけて儀同府の下

に配備された兵制と合致する。従ってこの一隊は、北斉の平定をうけて設けられた儀同府か、ないしは陳の討滅のために南辺地帯に設立された儀同府のもので、編成されその統轄をうけたもの、と理解できる。<sup>17</sup> あるいは平陳以前に旧北斉治下の南境において一度に多数出現した郷兵組織とも関係するかもしれない。<sup>18</sup> とくに平陳に際しては、新置の儀同府に属する都督は、「英傑」にして声望のあるものが選任されたという。<sup>19</sup> そのように考えられるならば、この諸葛□□は、州主簿に就いていたが、それが郷官として実職ないものにされてから、府兵制における何らかの地位に転じて、陳平定軍に参加するに至った、とすることができるとする。この碑陰からは諸葛姓と蕭姓が数多くみられるが、このうち地方に勢力を張るとおぼしき諸葛子恒と同姓であり、そのうえ州官も経験していることによって、彼じしんその地の有力者であったと認められる。それゆえ、在地勢力でありかつ隋の統一事業に協力したことが、つぎに郷正への就任を促した、とする解釈も成り立つのである。

現実には実職（または官品）をもちながら郷正を兼任した例が、匄齋藏石記卷一九「綿州昌隆令馬珍及夫人吳氏合葬墓誌銘」から知られる。

公□<sup>隨</sup>人、□□進 節尉、并檢校善固郷長、（中略）至貞觀廿三年、奉詔授沂州丞県令、至永徽三年、奉詔授綿州昌隆県令。<sup>20</sup>

ここでいう節尉ないし□節尉が具体的にどのようなものであったかわからない。<sup>21</sup> しかしいずれにせよ、統治機構の一端に位置した人間によって郷正の職務が執行されているのであり、そのうえ馬珍は唐において県令を歴任するに至っていることを考慮すれば、郷正が官僚機構に近い地位を占めていたことは明らかである。従ってここでみられる形態は、さきに蘇威をめぐる朋党事件を通して現われた、郷正から出て朝請郎を授けられた場合と、共通する一面を備えているように思われる。<sup>22</sup> さらにこのような理解を助けてくれる記事が、人文研所藏拓本「唐永嘉府羽林張岳墓誌銘」に残されている。

君諱岳字峴輪、南陽西鄂人。（中略）祖白駒、魏光祿大夫平越將軍、父式郎、<sup>隨</sup>任郷長、後遷県平正。

ここにおいても、官僚を出した家柄から郷正が任ぜられていることが明らかになるが、それとともに郷長から県の官僚に転進している形に注目しなければならぬ。県平正は何を指すのかわからないが、煬帝による官制改革で県尉を改称した県正に相当するのではないだろうか。県正は県機構で令・丞につく地位にあって、警察業務を担当したのである。

以上限られた史料を利用して郷正の姿をながめてきたが、このほかに諸葛子恒の場合のごとき造象記においても、郷正の存在がうかがわれる。八瓊室金石補正卷二五所載の「南宮令宋景構尼寺銘」の碑陰には、「郷正張士□」ら九名が列記され、またこの碑の正面に刻されたとおぼしき銘文が、「詔立僧尼二寺記」（開皇十一年六月建立）として金石萃編卷三八に載せられており、そこには「乃ち形勝の所において、尼寺を崇構せしむ、県宦七職ここに郷正の徒に及ぶまで、この福徳に感じ忻然として營助す」とあり、県令以下の県官と協力する郷正の動きがみえている。それとともにここから、郷正が県機構と直結する、あるいはそれと一体である存在とみなされていたことがうかがえよう。

それでは、右の寺院建立と同様の問題において、郷正とその下の郷民との関係はどのようなものであったのだろうか。やや時期はさがるが、湖北金石志卷三所載の「江夏県縁果道場塼塔下舍利記」が、その点を明示してくれる。

以今大隋大業九年昭陽之歲、江夏県縁果郷長劉大懿等、遵依勅旨、共三郷仕民、奉諸仏、齊興道場七層磚塔一所、安鎮此地。

縁果道場（寺）とは、同碑文中に「梁天監十二年太歲癸巳、長史劉端捨宅為寺」とあることによつて知られる。劉大懿はこの劉端の系譜に属するものであるかもしれない。それはともかくとして、勅旨を背景に郷の住民に臨みかつかれらをも動員する位置に郷正がいたのであり、この点からも、郷正が郷民とは共有しうる立場にいなかったと推定できる。右の記事のなかにみられる「勅旨」は、直接的には煬帝が下したものであろうが、それを規定したのは、「開皇元年、高祖普ねく天下に詔りして、出家を任聴し、なお口を計り錢を出して、経像を營造せしむ」という開皇初年の詔勅であったとみなしてよいと思われる。煬帝は大業五年から七年にかけて、民衆を軍役勞役に駆り立てるために、肥大化した寺院勢力に「寺

院の融併令」を下してその淘汰を進めてはいるが、彼じしん熱心な仏教信者でもあり、基本的には仏教政策に変更がなかったであろう。とすれば、きさの磚塔建立にあたって、「計口出錢」として、郷民に強制的な資金の提供が課せられていたことは想像に難くない。そのため、隋の仏教政策の実施段階で現われる郷正の意味は、国家の意を体して民衆教化をはかることにあっただけでなく、「計口」による郷民の掌握にもあることに留意されなければならない。

郷里制の制定によって、郷正と里長が郷村統治を分掌することになったのであるが、この両者にみられる決定的な相違は、前者がこれまですでに考察してきたごとく、郷村から遊離し統治機構の一環に位置した存在であったのに対し、後者においてはむしろ郷村との関係が深く、民衆と共有する基盤に立ってかれらを代弁するものとして機能していた、という点にあるように思われる。そしてこのような姿は、里長就任の経験を有する竇建徳の場合に端的に求められるのである。隋末唐初に一大勢力にまで発展した竇建徳集団は、河北の民衆の強い意向に支えられていたものであり、その集団を貫く結合関係は、基本的には反乱前における竇建徳と農民との関係の拡張したものであった。ところが「先に郷長に任せられ、中途から集団に加わった張善護なる人物は、のちにこの集団の危機状況に際して、抵抗継統の姿勢をいちはやく放棄し、唐李淵集団に協力する方向に動いたのであった。また同じ時期に、「晋陽の富人」であり郷長でもあった劉(世)龍は、李淵のものに参加してその統一実現のために尽力していた。このように、郷正は本質的に里長とは性格を異にする存在であることを認めなければならないのである。

① 松本善海「北魏における均田・三長兩制をめぐる諸問題」(東洋文化研究所紀要一〇)の一三六頁、福島繁次郎前掲書四一六―八頁参照。

② 八瓊室金石補正卷二八の「孫輔賢等造象題名」に、「野特軍殿中司馬觀合族正孫□妙」という族正(隋三長制の畿内の百戸の長)の存在がみえるが、これは年代不詳である。しかし「隋書求是」附録「隋代石刻(甌附)目録初輯」には、開皇九年正月十二日づけの「長安泉通

義坊楊虎族、正劉術下銘專」が載せられており、郷里制制定直前まで三長制がつづけられていたことが知られるのである。

③ 例えば、前節にひいた「隋李敬族墓誌銘」には、「(開皇)六年正月卅日、改葬於饒陽東城之東五里敬信鄉」とあり、集釈所載の図版三六六「梁竇墓誌」によれば、「開皇三年五月十四日、終於洛城首陽鄉陳留里」とあって、郷里の名称の存続が知られる。

- ④ 何妥と蘇威の対立は、蘇威が文帝に認められた隋初から現われ、事ごとに両者はいがみあいをもせている(隋書卷七五 何妥伝参照)。それは、個人的な対立という体裁をとってはいるが、その背景には西魏・北周の嫡流たる蘇威に対し、何妥は西域胡人で「西州大賈」の家柄に出ているうえ、梁から北周に移った人物であるという問題が、横たわっているように思われる。
- ⑤ 盧愷は蘇威と朋党関係にあったとの訴えに対し、「皇太子將以通事舍人蘇夔為舍人。夔即蘇威之子、臣以夔未當遷、固啓而止。臣若与夔有私、豈当如此」(隋書 盧愷伝)といつてそれを否定している。また房恭懿の場合は、「未幾、会国子博士何妥奏。恭懿尉迥之党、不当仕進。威・愷二人朋党、曲相薦举」(隋書卷七三 循吏 房恭懿伝)と朋党を指摘されたが、彼は地方官として、北齊では「能名」のあったことで知られ、隋においても新豊県令から海州刺史に進むまで、終始天下の模範となる治績をあげていたのであり、その過程で蘇威や盧愷の推薦が関与しているにしても、朋党とはいい切れないものがある。それゆえ何妥の提訴は、蘇威の失脚をはかるとともに、過去のあらゆる問題を披し出し、それらを「朋党」という形で弾劾に利用した、という面が濃いように思われる。
- ⑥ 楊徳は大業四(六〇八)年に八十三歳で没しているから、生年は北魏孝昌元(五二五)年頃である。従つて彼の祖父と父の活躍期は孝文帝期前後であつたと予想される。兩人の太和前令・後令の官品は、驃騎將軍が従一品下・第二品であり、驍驍將軍が龍驍將軍と同じとすれば第三品上・従三品となる。
- ⑦ なおこの頌文の末尾には、「大唐儀鳳四年歲次己卯三月辛巳朔廿六日景午、冀州武邑県東昌郷龍遊里云々」とあり、龍遊郷は冀州領内にあつて、のちに里に格下げされていることが理解できる。この郷から里への変化には、隋末唐初の混乱によるこの地の戸口の減少が関係し

ているのではないだろうか。

- ⑧ 菊池英夫「唐折衝府の分布問題に関する一解釈」(東洋史研究二七 一—)参照。
- ⑨ 西魏・北周の儀同府については、浜口重国「西魏の二十四軍と儀同府」(秦漢隋唐史の研究 上巻、所収)の七「儀同府」参照。
- ⑩ 隋書卷二八 百官志下の左右衛の条、  
左右衛又各統親衛、置開府。府置開府一人、右長史、司馬、録事、  
及倉・兵等曹參軍、法曹行參軍各一人、行參軍三人。又有儀同府、  
武衛・武候・領軍・東宮領兵儀同皆准此。儀同已下、置員同開府、但無  
行參軍員。
- ⑪ 八瓊室金石補正卷二五の「諸葛子恒等造象頌」は、このうちの碑文だけを載せる。その跋によれば、かれらは行軍總管燕榮の配下に組み入れられたと想定している。なおこの碑は、民国はじめにできた『山東古物調査表』によれば、山東省臨沂県(旧蘭山県)の王右軍祠に置かれていたという。
- ⑫ 菊池英夫前掲論文参照。
- ⑬ 谷霽光著『府兵制度考釈』(上海人民出版社、一九六二年)九八—一〇一頁参照。
- ⑭ 集釈函版四八八「唐該及妻蘇洪姿墓誌」参照。
- ⑮ この墓誌銘には同時に父祖の官職が記されている。それによれば、曾祖は「齊任郷郡守」、祖は「随開皇二年、任大都督、至九年、任余杭郡守(版授?)」とあり、父は「随開皇十九年、任益州別駕。至二年、任左開府司兵參軍。……至大業九年、江南府隴正。……至開明二年、任鄆州昌慮縣主簿、儀同三司如故」であつた。
- ⑯ 煬帝によって制定された散職表に、正六品の建節尉があるが、建節尉への就任の事例(隋書卷五八 許善心伝、同卷七六 眞韓伝)から推して、これは位が高すぎるように思われる。

①⑦ 金石萃編卷五六「于志寧碑」によれば、

隨仁壽之末、調為□□掾郎、□拜朝請郎。(中略) 大業十年、拜清河縣長。

とあり、朝請郎(正七品上)↓県令(上県令従六品、中県令従七品、下県令正八品)のコースが知られる(なお新旧両唐書の于志寧伝には、「大業末為冠氏縣長」として、就任した県名を異にする)。とすれば、郷正から県令へ進むことも不可能ではないのであって、従つて馬珍が「檢校蕃固郷長」からのちに県令に至ったことは、決して不可解なことではない。

①⑧ 張白駒の官職のうち、平越將軍名は不明である。また光祿大夫に關してはその上に何がつのかによつて差違があるが、それにしても太

## おわりに

隋の成立とともに次々と実施に移された地方統治政策は、一面において旧北斉支配地域の動向が深く関わっていた。そしてこれら諸政策をふまえて施行された郷里制は、郷村の再編を通して、山東貴族とそれに連なる勢力の存立基盤を奪い取り、その一方で自律的な展開を開始しようとしていた郷村社会の動きを抑圧するという、多方面にわたる機能を發揮するものとしてあつたのである。従つて、一元的支配体制の確立に向けてかかる地域的傾向を克服することが、隋が直面した最も大きな問題のひとつであつたと認めることができる。そのため、郷里制を担い動かす中心的な存在としての郷正(郷長)は、隋の郷村統治において必要欠くべからざるものであつたといえよう。

この郷正が、官制上いかなる位置を占めるのか、十分には解明できなかったところである。しかしながら、その任用には吏部が関与していたこと、その多くが官僚を出した家柄から出自していたこと、また本人じしん県機構と密接な関係にあり、そのうえ県令程度にまで昇進しうる可能性を有していたこと、などから類推するならば、郷正は胥吏あるいは唐

和前令では第三品中以上、後令では第三品以上に置かれる。

①⑨ 全上古三代秦漢三國六朝文の全隋文卷三〇には、「建安公等造尼寺碑」として再録されている。

②⑩ 隋書卷三五 經籍志四。

②⑪ 山崎宏「隋の高句麗遠征と仏教」(史潮四九) 参照。

②⑫ 前掲拙稿参照。

②⑬ 通鑑考異卷九「武德六年正月斬劉黑闥」の条に所引の『革命記』参照。

②⑭ 大唐創業起居注卷一 大業十三年三月の条参照。なお彼の伝は、旧唐書卷五七に劉世龍伝として載せられる。

代の諸色職掌人といった存在とは本質的に性格を異にし、むしろそれらよりも重い扱いを受けていたと考えられる。そのうちとくに旧北齊地域に現われる郷正の場合、地方における有力者として、隋の統治に協力していることに注目する必要がある。かれらは、山東貴族とそれに連なる勢力とは別の一団として、この旧勢力にとって代る新たな存在であったように思われるのである。

郷里制に代表される隋の地方統治のもたらしたものは、諸反乱の勃発とその混乱状態のなかでの隋朝の崩壊という結果であった。とりわけ旧北齊地域下の河北・山東・河南一帯からは、多数のそして激烈な農民反乱が発生し、そのなかから竇建徳・劉黑闥集団という一大勢力が成立しているのである。これらは直接的には煬帝の暴政によって惹起されたのであるが、本質的には郷党社会のもつ自律性を抑制し解体をはかる隋の統治方針総体に対する反抗であった。とすれば、郷正を軸にして機能した郷里制は、郷村における共同体的関係を解体させるものであったのであり、それゆえ、つぎの唐において、郷正に相当する存在が基本的には設けられなかったのも、そのような隋の郷里制に対する反省からきているのであろう。唐朝は、五百戸前後の戸数で郷組織を維持するが、しかし郷の実際の機能は停止するということで、郷村社会との妥協をはかったのではないだろうか。

① 船越泰次「唐代均田制下における佐史・里正」（文化三二―三）は、多くの示唆をうけた論文であるが、郷正を諸色職掌人と断定した点に

② 前掲拙稿参照。 関しては（六五頁）、納得がいかない。

time gave not the least influence on the later New Deal farm policies, but they have some different aspects on their thoughts from each other. While the former regarded the farm problem as the plural, the latter identified it with their own. But it was more important that there was also a clear difference between them, in regard to their understandings of the New Deal. Such difference, therefore, represented an important issue concerning with the American political history of the 1930s as well as the farm problem of the 1932-33.

An Inquiry into the Sui 隋 Neighborhood  
(*hsiang-li* 鄉里) System

by

Yasunori Kegasawa

The Sui neighborhood system which had been put into effect with the pacification of the Ch'en 陳 in the ninth year of the K'ai-huang 開皇 period (589 A. D.), included the important feature of the "Headman of Five Hundred Households" (*wu-pai chia hsiang-cheng* 五百家鄉正). Accordingly, one must take note of the fact that the neighborhood (*hsiang* 鄉) functioned as a concrete governmental organ. In the succeeding T'ang dynasty, despite the fact that the neighborhood system was followed, the neighborhood headman (*hsiang-cheng* 鄉正) disappeared, and the neighborhood came to have no practical meaning other than as an entity in itself. When we consider the problem of the neighborhood and the neighborhood headman as seen in the Sui, we may suppose that it was closely related to contemporary conditions which the Sui directly confronted, and which demanded a solution. That is, the neighborhood system was deeply related to tendencies in the area of the former Northern Ch'i 北齊 dynasty which came under the rule of the Sui. On the one hand, through the reorganization of the villages, the basis of power of the Shantung 山東 aristocracy was seized. On the other hand, it was intended to curb the activity of the masses in this region, and to extend governmental control into every corner of the society. The neighborhood headman occupied a place in the governmental structure, and because he was given broad authority, he articulated the will of the state, and realized it throughout village society.